

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年10月20日(2005.10.20)

【公開番号】特開2000-47596(P2000-47596A)

【公開日】平成12年2月18日(2000.2.18)

【出願番号】特願平10-217044

【国際特許分類第7版】

G 09 F 9/00

【F I】

G 09 F 9/00 3 4 8 P

G 09 F 9/00 3 0 4 B

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月28日(2005.6.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

フィルム状配線38は、通常、図3に示すように方形状をなし、フィルム内部に多数の配線40がそれぞれ平行に配列されており、その両端側38a, 38bにおいて各配線40の端部が接続用にそれぞれ露出されている。このようなフィルム状配線38が内部ユニット26の四辺縁部に多数配置されており、内部ユニット26を上方から見ると図4に示すように、フィルム状配線38がほとんど隙間なく配列されている。このため、従来のプラズマディスプレイ装置では、PDP32から熱伝導シート34を介してシャーシ部材28に伝わった熱や回路基板36上の部品(図示せず)から発生した熱が放熱されることによって昇温した空気が、図2において矢印で示すように、ケース12内部を上昇しても、内部ユニット26上部に配置されたフィルム状配線38によって空気の流れが阻害され、ケース12上部の通気孔18から排気されにくくなっている。その結果、PDP32や回路基板36上の部品の冷却効率を著しく低下させる原因となっていた。また、ケース12内の下部についても同様に、内部ユニット26の下部に多数のフィルム状配線38がほとんど隙間なく存在しており、これによってまたケース12下部の通気孔20からの室温の空気の流入が阻害され、室温の空気によりPDP32や回路基板36上の部品が冷却されにくい状態になっていた。